

第2号様式(第10条関係)

令和3年4月19日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

仲里全孝



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 仲里全孝

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	395,586	議会報告書
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費	314,133	家賃・水道代 手数料【2月分】 家賃・水道【3月分】 電気代【2月分】
事 務 費	540,080	ホワイトボード他(備品代)
人 件 費		
合 計	1,249,799	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 100,201 円



広聴広報費

充当割合:政務活動 のみ全額充当

広報紙・報告等作成費  
(新国折込)

お客様No. 009938

# 領 収 証

公文 000653

No. 161242-1

仲里全孝 様

日 付	2021年03月03日
金 額	¥395,586※

上記の通り正に領収致しました。

## 入金内訳

内 訳	金 額	摘 要
振 込	¥395,586	議会報告書

丸正印刷株式会社

〒 903-0211

沖縄県西原町小那覇1215番地

TEL 098-835-8181 FAX 098-835-8184



# 沖縄県議会議員

第4回沖縄県議会6月定例会  
第5回沖縄県議会9月定例会

# な か ぎ と ぜん こう 仲里 全孝

## 議会報告



コロナの感染者数が増え続ける中、コロナ対応に全力を尽くしてくださっている医療関係者の方々に、心より感謝申し上げます。

去年は、コロナのパンデミックがはじまり、私たちの生活は当たり前が当たり前ではなくなりました。コロナの終息に向けた明るい兆しがみえてくるよう、感染拡大防止や経済対策など、引き続きコロナ対策を最優先事項として取り組んでいかなければならないと感じています。

コロナ対策と合わせて、経済、福祉、教育など、重要施策を着実に進め、沖縄をよりよい未来へ導いていくこともとても必要だと考えています。

2021年2月 沖縄県議会議員 仲里全孝

### 令和2年【一般質問】 6月定例会 令和2年7月10日(金) 令和2年第4回沖縄県議会6月定例会の一般質問(2日目)

#### 知事の政治姿勢について

##### (1) コロナ関連予算について

質問に先立ち、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に対しまして、心より御冥福をお祈り申し上げます。

第1波が終息しつつある中、都道府県をまたぐ移動自粛が解除され、観光立県である沖縄では徐々に観光客の数が増えていくことが予想されます。第2波、第3波を見据え、引き続き感染防止対策を実施すると同時に、経済回復に向けた対策を講じていくことが重要だと考えております。

コロナによって人々の価値観、行動が大きく変わり、コロナ前の社会に戻ることは難しく、新しい価値観の中どう生きていく必要があるのか、コロナとともにある社会をどう構築するか、新しい沖縄の姿を描くことが必要だと感じております。

また、コロナの影響による経済不況は、リーマン・ショック時をも上回ると言われており、本格的な経済の回復の道は長く、あらゆる事業者が厳しい経営環境にさらされています。県内においても倒産件数は増加し、観光客数も落ち込み、観光業、ホテル、飲食店、土産店、バス、タクシー業など、甚大な影響を受けています。

このような中、県の予算においては、3月の1次補正、5月の2次補正で、計630億の新型コロナウイルス感染対策予算が生まれ、6月下旬には、内閣府から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、沖縄県・市町村へ約300億の交付が発表されました。

このように支援が進んでいるものの、経済回復に重点を置いたさらなる支援が必要だと考えますが、県の見解を伺いたい。



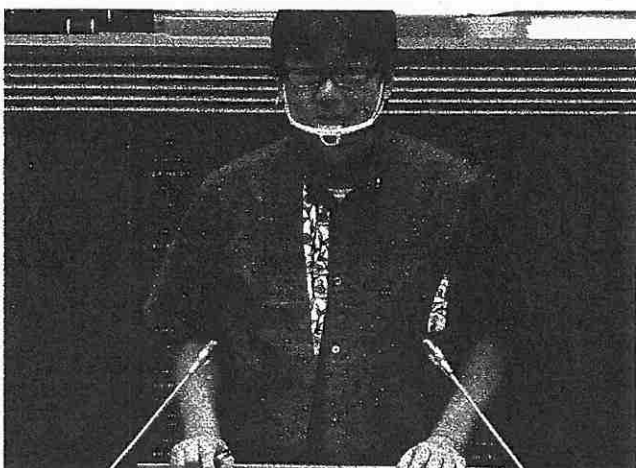
### 沖縄県アジア戦略構想推進計画について

(1) 沖縄の地理的優位性を生かしたアジア戦略は、沖縄の経済発展を支える重要な戦略と認識しております。政府においても、沖縄振興は国家戦略としての沖縄振興策と位置づけており、その中で当アジア戦略は重要な役割を担っています。

取組が進む一方で、県民所得の向上、雇用対策、当初経済の不利性の克服については、まだ課題が残っているところですが、コロナウイルスの影響により社会情勢が大きく変わってしまいましたが、着実に取組を進めていくことが将来の沖縄にとって重要だと考えます。

重点戦略の一つである「世界水準の観光リゾート地の実現」につきまして、第5次沖縄県観光振興基本計画の中で令和3年度(平成33年度)に向けた目標値が示されているが、これまでの達成状況を伺いたい。

また、今後については、アフターコロナの中、どう取組を進めていくかの中期的計画と、今後コロナが終息し社会が正常に戻ることを見据えての長期的計画が必要になってくると考えるが、どういう計画の基、取組を推進していく予定か、県の見解を伺いたい。



また、「アジアを見据えたグローバル人材育成の推進」について、人材育成は長期的な視点で沖縄県の経済発展を支える重要な施策だと考えます。企業や教育現場における取組の状況、成果を伺いたい。人材育成の取組の推進に当たり、県が目標として設定している指標についても考えを伺いたい。

### 農林水産業の振興について

(1) 島嶼県である沖縄は、遠隔地であることによる流通上の不利性があることから、農林水産物流通条件不利性解消事業による支援が重要な役割を果たしています。本事業は令和3年度で期限切れとなりますが、事業の継続・拡充、さらには制度の恒久化が必要であると考えます。県の方針を伺いたい。

また、先ほど質問した沖縄県アジア戦略構想推進計画の中で、農林畜産業が産業成長戦略の一つと位置づけられています。アジアへの農林畜産物輸出拡大におけるこれまでの実績、おきなわブランドの確立に当たっての取組、成果について伺いたい。

さらに、台風等の災害や気候変動の状況下においても高品質な作物を安定的に市場へ供給していくため、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業や、農業用ハウス強靱化対策事業による支援は重要であるが、事業の継続・拡充について県の方針を伺いたい。

### 北部基幹病院の整備について

(1) 医療体制の確保は、住民の命を守る根幹をなすもので、北部の医療格差解消に向けて議論されてきました。県立北部病院と北部地区医師会病院を統合する「北部基幹病院」の設立は、一刻の猶予も許されないと考えております。

病院整備に当たっては、県及び北部12市町村が一体となり取り組んでいくこととなっており、この2月に、北部市町村会が基本的枠組みに関する合意書に合意する方針を決定しました。ここからは、ちゅうちょなく整備に向けて早期に動いていく必要があります。

2月の合意後における基本構想・基本計画の策定のスケジュール見通し、いつの開業を目指すのか、県の見解を伺いたい。

### 北部地域基幹病院の早期整備に関する要請

令和2年7月2日(木)

本日、北部地域基幹病院整備推進会議の眞淳会長が沖縄・自民党会派室を訪問。北部地域基幹病

院整備に関する要請書を玉城デニー知事並びに赤嶺議長へ手交する要請活動を行いました。

北部基幹病院の設立は住民の命を守る根幹をなすもので一刻の猶予も許されないと考えております。

県議として早期整備・着工を目指し県政を徹底的に追及します。



写真左より:仲里全孝議員、島袋大議員、當眞淳会長、末松文進議員

令和2年7月2日

沖縄県議会  
沖縄・自民党  
会派代表 島袋 大 殿

北部地域基幹病院整備推進会議  
会長 當眞 淳



北部地域基幹病院整備に関する要請について

みだしのことについて、北部地域基幹病院整備推進会議において、別紙のとおり決議し、沖縄県知事並びに沖縄県議会議長へ要請書を手交しましたので、貴職の格別なご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 第5回 沖縄県議会 9月定例会 令和2年9月28日(月)

令和2年第6回沖縄県議会9月定例会の一般質問

県の委託業務における資格要件、天然記念物の維持管理、基地問題、の3点について県の考え方を質問してまいります。

### 磁気探査業務における 管理技術者の資格要件について

土木建築部から公募されている委託業務関係「磁気探査業務における監理技術者の資格要件」が令和3年4月1日より変更することが記載されている。この内容について、下記のとおり県の考え方を伺う。

(1) これまでの資格要件の「⑦地質調査技士の資格または測量士(補)の資格を有する技術者、かつ磁

気探査の経験を有する技術者」を廃止となっているが、なぜ⑦だけが廃止になるのか、その理由を伺う。

(2) ①技術士、②技術士、③技術士、④港湾海洋調査士、⑤RCCMも専門資格であるがなぜ廃止されないのか伺う。

### 県指定天然記念物「万座毛石灰岩植物群落」の 維持管理について

(1) 「万座毛石灰岩植物群落」の定義を伺う。

(2) 「万座毛石灰岩植物群落」が県指定の天然記念物となった経緯を伺う。

(3) 「万座毛石灰岩植物群落」の種類ごとの管理状況を伺う。

(4) 文化庁も「文化財の確実な継承に向けた保存・活用推進」を行っており、地域の文化財を生かした観光を訴えている。地域発展の為、恩納村と一体となり取り組んでほしいが県の考え方を伺う。



### 基地問題について

(1) 那覇軍港移設について

浦添市長が、那覇軍港の「北側案」について受入







充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費  
家賃



# RECEIPT 領収書

アパート名  
Apt, No 仲田店舗(102)  
名前  
NAME 仲田金彦様  
DATE  
日付 3年 1月 22日

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN KIN CHO  
金武町字金武269-2  
TEL:098-9681299

TOTAL [合計] ¥312,000-			
明	細	金額	
1	RENT FOR 2月分家賃 [1~1]	100	000
2	CHARGE [共益費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷金]	100	000
4	AGENCY FEE [手数料]	100	000
5	TAX [消費税]	100	000
6	STAMP DUTY [印紙代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL 2月分 [水道料金]	200	000
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
TOTAL [合計]		731	2000

政務外(敷金)がふくまれているので、差し引く

$$312,000 - 100,000 (\text{敷金}) = 212,000$$

充当額 212,000 円

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費  
家賃

3月分



# RECEIPT 領収書

アパート名  
Apt, No 仲田忘舗 (102)  
名前  
NAME 仲里金孝様  
DATE  
日付 3年 3月 10日

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN KINCHO  
金武町字金武269-2  
TEL:098-96812499

TOTAL [合計] ¥102,000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 3月分家賃 [ / ~ / ]	100000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL 3月分 [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	102000

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費  
電気料

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

00190 9 950041 沖縄電力株式会社  
R 3年 2月分 2月 1日 - 2月 9日 払込用紙 0.00

金額 133

42509- 1-1-4 20 12

仲里 全孝 様

金武町字金武667

仲田店舗 102

仲里 全孝 様

支払期日 (裏面参照) R 3年 3月 12日

金融機関取扱振替口座 R 3年 3月 22日

R 3年 4月 1日



(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

2月分

# 事務所概要申告票

議員名 仲里 全孝

## 1. 物件の所在

住所	金武町字金武667番地 仲田店舗 102	
電話番号	098-968-5085	

## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 [ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 仲里全孝 

賃借人 氏名 XXXXXXXXXX 

住所 XXXXXXXXXX

# 事務所費充当状況申告票

議員名 仲里 全孝

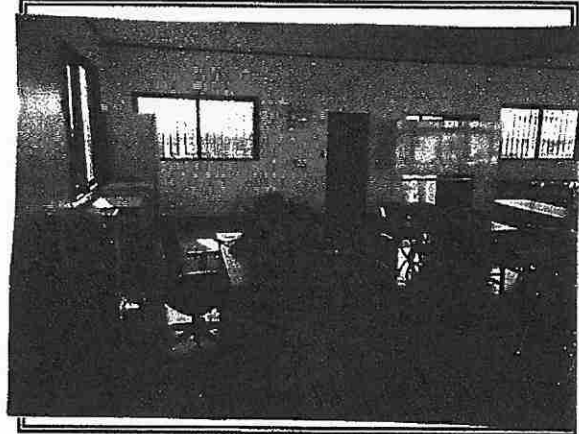
## 1. 事務所の状況

住所	金武町字金武667番地
----	-------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



## 2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務活動のみ使用全額充当

### (関係経費)

家賃(月額)	100,000 円
その他	円
	円

### (充当額)

家賃(月額)	100,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

仲里 全孝



# 建物賃貸借契約書

## 契約期間

自 令和3年2月1日  
至 令和5年1月末日

物件名 仲田店舗

賃貸人

仲里全孝

賃借人

〒904-1201 沖縄県金武町字金武 269-2

(株)大栄不動産

TEL (098) 968-2999

(公社)沖縄県宅地建物取引業協会

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 仲里全孝 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

名称	仲田店舗	1階 102号室
所在地	沖縄県国頭郡金武町字金武667番地	
構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・既設コンクリートブロック造・軽鋼骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造その他( )/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( )/( )階建	
種類	事務所	新築年月 昭和63年9月22日
面積	115.70㎡	
附属施設		

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

### 頭書(3) 契約期間

令和3年2月1日から 令和5年1月末日まで(2年間)

### 頭書(4) 賃料等

賃料	月額¥100,000円	共益費	月額	円
水道料金	月額¥2,000円	敷金	¥100,000円	
駐車場	月額	円		
家財保険料				
その他の条件				
賃料等の支払時期	毎月末日までに翌月分			
賃料等	(1) 振込	金融機関名	支店名	預金
の支払い	(2) 自動振替	口座名義人	株式会社大栄不動産 代表取締役 宜野座 健一	
方法		口座番号		
		特 参 先	株式会社 大栄不動産	

所、振込及び自動振替の場合に発生する金融機関の振込費用等は、乙の負担とする。

事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。  
令和 3 年 / 月 23 日

頭書(6) 借主緊急連絡先

氏名	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

氏名	
住所	

管理業者	商号又は名称	株式会社大栄不動産
所在地	沖縄県国頭郡金武町字金武269番地の2	TEL098-968-2999
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	
管理担当者	氏名	( )
	(賃貸不動産経営管理士)登録番号	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の責務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	氏名	
	住所	
<input type="checkbox"/> 凶連帯保証人	極度額	合計月額(家賃、共益費、水道料、駐車料)の11ヵ月分
	家賃債務保証業者名	
<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	主たる事務所の所在地	
	家賃債務保証業者登録番号	

頭書(8) 更新に関する事項

国土交通省( )第 号
-------------

甲・貸主	氏名	
	住所	
乙・借主	氏名	仲里 全孝 TEL 098 968-5085
	住所	金武町字行世 035番地
丙 連帯保証人	氏名	
	住所	
丙 連帯保証人	極度額	合計月額(家賃、共益費、水道料、駐車料)の11ヵ月分
	氏名	
	住所	
極度額	合計月額(家賃、共益費、水道料、駐車料)の11ヵ月分	

主たる事務所	主たる事務所
所在地・TEL	所在地・TEL
商号又は名称	商号又は名称
代表者の氏名	代表者の氏名
免許証番号	免許証番号
免許年月日	免許年月日
氏名	氏名
登録番号	登録番号
業務に従事する事務所所在地	業務に従事する事務所所在地
事務所所在地	事務所所在地
TEL	TEL

※印は裏印: ※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。



契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。  
2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。  
2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。  
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合  
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合  
三 近傍同種の建物の賃料と比較し、賃料が不相当となった場合  
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。  
4 賃料に課税される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。  
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。  
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。  
4 共益費に課税される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。  
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。  
3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れられるものとする。  
2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができる。  
3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。  
4 甲は、明け渡すまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場

合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しななければならない。  
前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務額の内の戻りを明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。  
2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができる。  
3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。  
4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。  
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務額の内の戻りを明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないこととの種約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。  
一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと  
二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと  
三 反社会的勢力に自己の名称を利用させ、この契約を締結するものではないこと  
四 自らは第三者を利用して、次の行為をしないこと  
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為  
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為  
2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。  
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。  
3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。  
4 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。  
5 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。  
6 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。  
一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること  
二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること  
三 騒音等の迷惑行為を行うこと  
四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること  
五 本物件を反社会的勢力の事務所の他の活動の拠点に供すること

- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 被服手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の條約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して1ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができなときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これにより終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならぬ。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならぬ。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しななければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
- 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となつた修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならぬ。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れた場合に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕が必要と認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができ、この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。

- 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
- 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されなるときは、本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠つたとき

二 乙の責めに帰すべき事由により必要となつた修繕に要する費用の負担義務を怠つたとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至つたときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し義務とする。

- ア 乙の財産及び取支の状況
- イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む)、又は、甲若しくは乙の責めに帰さない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1管轄裁判所とする。

(更新に関する事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項については、頭書(8)記載のとおりとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確保をするときは、甲及び物件の確保をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入りしたときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 二 前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する限度額を限度とする。
- 三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。
  - ア 甲が、丙の財産について、質料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手段の開始があつたときに限る。
  - イ 丙が破産手続を開始決定を受けたとき
  - ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

お願い及び注意事項

(特約事項)  
第25条

1. 本件建物の明け渡しをする時、賃貸成立当時の現状に復すこと。又、賃借人が造作した一部または、全部について賃借人に対しての買取りの請求または、その他の名目の請求はできないものとする。賃借人は、造作について一切補償しない。造作譲渡は許可しない。
2. 借主は退室時に敷金より、ハウスクリーニング代金をお支払いすること。又は、切れかけの電球、網戸張替え、及び室内の破損、汚損、タバコの臭い、ヤニでの変色した場合には修繕代金及び張替代金をお支払いすること。敷金で足りない場合は、その費用は異費にてお支払いとする。
3. 本物件のコンクリート壁には穴はあけないこと。
4. 賃貸借契約期間中の雨漏りの修繕費用は借主の負担とする
5. 店舗前の敷地内、又は階段などでのお客様の転倒又はその他事故がおきた場合には甲は一切責任を負わないこととする。尚、自然災害、地震などで当建物が倒壊し死亡者が出ても借主は一切責任を負わないこと。
6. 入居期間中の白ありによる家財の被害、又は盗難、天災地震、火災等が発生しても甲は乙の家財に対して一切責任を負わないものとする。 火災保険は必ず貴社で加入すること。(加入した際には証明書を提出すること。)
7. テレビアンテナは共同アンテナではない為借主に個人取付けとすること。
8. 駐車場は1台として、駐車場内での事故、盗難、天災地震、火災等が発生しても甲は一切責任を負わないものとする。
9. 本物件のベランダ内では喫煙をしてはならないこと。
10. 借主は退室時に取付けた番板を撤去して明渡しすること。

上記の特約条件を理解したうえで賃借人は記名捺印をする。

令和 } 年 / 月 22 日

賃借人

金成所字伊芝1035番地

住 所

氏 名 仲 電 全 孝

●解約予告 (明渡し予告)

1. 解約予告は少なくとも30日前にお願いします。
2. 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の入居者を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するということがあるかと存じます。その際は何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

●退去時 (引越しにともなう建物の明渡し及び精算)

1. お預かりしております「敷金」の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算の領収書」を持参された後に開始いたします。
2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては「入居時」に持込まれたもの(家財・物品等)をすべて雑出することともに建物内外のゴミの後片づけ等をきちんとすませて下さい。以上が行われていない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意ください。

●借主 (入居者) の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契約されるについては、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。

なお、賃料を滞納したり、禁止事項 (8条)、契約解除 (12条) 等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約において、借主 (主たる債務者) の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すものではなく、契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行った (更新の場合を含む) 行程についても、連帯責任があります。

●鍵の受け渡し合計 本、鍵No. \_\_\_\_\_ 本

●電気、水道、ガス等に関するお問合せ (引越し時の精算等) は下記へ、

- 電気 …………… 沖縄電力 電話 \_\_\_\_\_ 営業所 電話 \_\_\_\_\_
- 水道 …………… 電話 \_\_\_\_\_
- ガス …………… 電話 \_\_\_\_\_

●ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

- 燃えるゴミ 毎週 回 曜日の朝・夜
- 燃えないゴミ 毎月・毎週 回 日の朝・夜

事務所費

沖縄県宅地建物取引業協会



充当割合:政務活動のみ全額充当

領 収 証

No 008001

令和3年2月9日

仲里全孝 殿

金額			9	5	0	6	0	0	0
----	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但しホワイトボード他の代金として  
上記の金額正に領収致しました

入金内訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	
相殺	
その他	
合計	



有限会社昭和事務機社

本 社 〒904-1111 沖縄県うるま市石川東原1-10-30  
 TEL 098-965-0494 FAX 098-965-5100  
 那覇支店 〒902-0074 沖縄県那覇市仲井根2-7-3  
 TEL 098-987-4185 FAX 098-987-4186  
 嘉手納支店 〒904-0203 沖縄県嘉手納町字嘉手納285  
 TEL/FAX 098-956-5454



◎ 社印・扱者印のないもの並びに金額訂正をしたものは無効です

スタンド式ホワイトボード

両袖デスク

オフィスチェア

会議用折りたたみテーブル

備品購入理由について:

スタンド式ホワイトボード・両袖デスク・オフィスチェア・折り畳みテーブル(10台)、折り畳みイス(30脚)の購入理由として、

政務活動地域が広いため、国頭郡区の町民・村民など各種団体関係者等からの要望及び意見の聴取並びに情報収集並びに離島含む町・村民等と事務所内で意見交換、相談や要望・陳情等への対応をするため、上記の備品が必要であります。

特にテーブル(10台)・折り畳みイス(30脚)についてはコロナ禍で3密を避けるため数多くのテーブル・イスが必要不可欠です。

議会活動等に関し、町民・村民に対して行う広報活動、議会活動報告集会等を開催する場合にも上記の備品が必要であり、政務活動以外には使用しません。

沖縄県議会・仲里全孝



事務費

充当割合:政務活動のみ全額充当



ホームセンター

タバタ

電話:098-965-3111  
FAX:098-964-2017

領収書

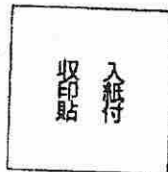
仲里全寿様

¥11,891-

10%内税計	(税 ¥1,081円含む)
(10%内税額)	11,891
	1,081

但し として

上記正に領収いたしました。  
2021年03月29日



本書を保管載く場合は、印刷面を  
内側に折り保管をお願い致します  
うるま市石川赤崎2丁目2番地1  
電話:098-965-3111  
FAX:098-964-2017  
No. 210310806450

テララ70

テララテ70

ス-ハ-ドットファイル

ス-ハ-ドットファイル

軽装あげハンズ



事務費

備品

充当割合:政務活動のみ全額充当



ホームセンター

タバタ

電話:098-965-3111  
FAX:098-964-2017

領収書

仲里全寿様

¥22,189-

(税 ¥2,017円含む)

10%内税計 (10%内税額) 22,189 (2,017)

但し として

上記正に領収いたしました。  
2021年03月29日

収入  
印貼

本書を保管する場合は、印刷面を  
内側に折り保管をお願い致します  
うるま市石川赤崎2丁目2番地1  
電話:098-965-3111  
FAX:098-964-2017  
No.210310806358

フタケース  
18-ケース5段